

曆應三年九月 日

(右見額) 承了 在判

九月。鹿島郡能登島東方地頭職天野遠政代石河頼景、越前に於ける軍忠を具申して斯波高經の證判を求む。

【天野文書】

二九六

天野安藝三郎遠政代石河藤左衛門尉頼景申軍忠事

一、今年<sup>三</sup>曆應八月一日、馳向越前國金津上野致合戦忠節、追落凶徒之條、高田彦次郎同所合戦之間令存知畢。  
一、同三日、同國三國湊押寄千手寺城大手、致合戦忠勤打破城墻、散々令及大刀打之條、須賀隼人允・沼田與一、同所合戦之間、所令存知也。

一、同自十七日押寄黒丸城、日々致合戦、就中廿日於大手致合戦忠節、打破一木戸口、於三木戸被<sup>右脱</sup>射<sup>畢</sup>、如此次第、高田彌次郎土田安察房同所合戦之間、令存知之上、金持三郎左衛門尉疵實見畢。  
一、同九月十二日氏家岡取陣、同十三日打入府中、追落

凶徒、乙部兵衛三郎令存知畢、同十四日妙法寺麓燒拂千<sup>(卷)</sup>伏存家、生捕二人召捕了。

一、同廿二日夜半、押寄大鹽燒拂、令追落凶徒、翌日廿三日松崎城・妙法寺城、并所籠脇屋<sup>(卷)</sup>平井等燒拂、令對治凶徒條、木内下總權守同所合戦之間、令存知畢。然早軍忠異他之上者、且被經御注進、且賜御判、爲備向後龜鏡、恐々言上如件。

曆應三年九月 日

(前妻高經) 承了 在判

(九月廿三日の松崎城は、曆應三年十一月の條に松鼻城に作る。)

十月五日。假掲

【樺原北代比古神社棟札】

二九七

願主 肥後阿國梨吉定坊俊範 敬白  
成現阿國梨明藏坊觀西  
神主北守因幡守從五位下重綱敬白

奉造立御寶殿

曆應三庚十月五日 棟上同 御遷宮

大工熊木住久米丞長重 小工諸橋左衛門尉景弘

右奉造立處者、金輪聖王天長地久、御願圓滿所也。

(本文は鳳至郡樺原北代比古神社寶殿造立の棟札なりといへり。然れども長雅樂左衛門尉政連は、弘長三年八月十五日鎌倉將軍宗尊親王が鶴岡社參の際の供奉人にして、曆應三年まで生存せんこと殆ど難かるべし。故に姑く疑を存す。)

十一月六日。假掲

【向田神明社文書】

鹿島郡

二九八

能登嶋神明神領境之事、<sup>(みや)</sup>□□之まへは大道をかきり、こ<sup>(みや)</sup>うめのな□さかねをかきり、是は東之さかいなり。西はかやつ之ふなつけ之ねをかきり、彼神領に段錢反別諸役あるべからず。

一、田之在所ミヤのまへ

しわすのつごもりより正月十五日までの御こく 正月三日の御まつり田

一、在所とちのや 三月一日の御まつり田  
一、在所かいつ 五月五日の御まつり田  
一、在所山のはな 九月九日の御まつり田  
一、しゆり田貳百疋 在所こまさきの谷

曆應三年十一月六日

武藏 守

先代以後の事也、高武藏守判取候哉 長次郎左衛門殿

(この文書は、高師直が能登島向田神明社の神領に諸役を免除したることをいへり。然れども原本の書風様式共に疑はしく、恐らくは當時のものに非ざる如し。)

十一月八日。斯波高經、能登の士得江頼員に感狀を與ふ。

【得江文書】

二九九

於當國越前毎度合戦、致軍忠之條尤神妙、尙々可被致戰功之狀如件。